

財務省告示第四十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（変動・十五年）（第二十回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十一年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二	成振替法（七十五号）以下	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち利回りの格差の値が小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で八千九百八十九億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき、発行した利付国債に
					ついで、額面金額で二千二百億円の国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき、発行した利付国債に
					面金額で四千九百七十三億
					万円と同法第五條ノ二の規定に
					基づき、発行した利付国債に
					ては、額面金額で千八百八十四

七 払込金額  
八 最低額面金額  
九 振替単位

億二千七百円  
八千九百八十九億円  
十 万円

十 発行日

十一 発行価格

十二 発行利率

十三 経過利息の払込み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十五年一月三十日

額面金額百円につき百円

年当たり、各利払期における利

子計算期間開始日前に行われ

た、発行から償還までの期間が

九年五か月超の十年利付国債の

直近における割当額入札の結果

に基づき算出された複利回り

へ以下「基準金利」という。か

ら、〇・七五パーセントを控除

した率。ただし、控除した率が

〇パーセントを下回るときは、

その率は〇パーセントとする。

(一) 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に加え、次の算

式により算出した金額を第二

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.14}{100} \times \frac{10}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

に算出た金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額

十四

初期利子

（ただし、当該国債を発行時に  
 において取得する者が非居住  
 者又は外国人である場合は、  
 は、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出し  
 た金額に当該非居住者又は外  
 国法人が適用を受ける所得税  
 の税率を乗じた金額を控除  
 することができる。

平成十五年七月二十日を支払  
 とし、次の算式により算した  
 金額を支払う。ただし、支払  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う。以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.14 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二期利子

毎年一月二十日及び七月二十  
 日を、支払期とし、各支払期に  
 て、その日以前六月間に属す  
 利子として、次の算式により算  
 出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.75}{100} \times 1}{2}$$

平成三十年一月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行

十六  
十七  
十八  
十九

償還期限  
償還金額  
元利金支  
払場所  
入札参加  
者

平成十五年一月三十日  
 財務大臣から通知を受けた者